

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

節ガス

経産省は液化天然ガス(LNG)が安定的に調達できない状況になった場合に備えて、節電と同様に、家庭や事業者へ都市ガスの使用抑制を求める制度の導入を検討。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/11(月) 赤口	納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納期
12(火) 先勝	
13(水) 友引	ぼん迎え火
14(木) 先負	ゴルフ全英オープン
15(金) 仏滅	ぼん、所得税予定納税額の減額申請、陸上世界選手権
16(土) 大安	ぼん送り火
17(日) 赤口	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/4(月)	26,154 △218	135.44 ▼0.14
5(火)	26,423 △269	136.08 ▼0.64
6(水)	26,108 ▼315	135.42 △0.66
7(木)	26,491 △383	136.11 ▼0.69
8(金)	26,517 △26	135.83 △0.28

教育資金や結婚・子育て資金の贈与税非課税

直系尊属である親や祖父母等から子や孫に対して、教育資金や結婚・子育て資金を一括贈与した場合、一定の限度額まで贈与税が非課税となる措置が設けられています。これらの適用期限は令和5年3月末までとなっていますが、結婚・子育て資金に係る措置は期限をもって廃止することも検討されています。

◆教育資金の贈与に係る非課税措置

教育資金に係る措置は、直系尊属が30歳未満の受贈者に対して教育資金を一括贈与する場合、1500万円(習い事など学校等以外に支払う費用は500万円が限度)まで贈与税を非課税とするもので、金融機関で専用口座の開設等を行う必要があります。

教育資金口座に係る契約は、受贈者が30歳に達した場合などに終了となり、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合、亡くなった時点での残額を受贈者が相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります(受贈者が23歳未満や在学中の場合などは除く)。

◆結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置

結婚・子育て資金に係る措置は、直系尊属が18歳以上50歳未満の受贈者に対して結婚・子育て資金を一括贈与する場合、1千万円(結婚関係の費用は300万円が限度)まで非課税とするもので、教育資金に係る措置と同様に、取扱金融機関で専用口座の開設等を行います。

口座契約は受贈者が50歳に達した場合などに終了となり、その時点での残額は贈与税の課税対象となります。また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合の残額は相続税の課税対象となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201526

お祭りなどに協賛金を支出した場合は

今年は、3年ぶりの開催となる夏祭りや花火大会などが多くあります。

このようなイベントに企業が協賛金等の名目で支出することがありますが、事業と直接関係のない者が主催しているお祭りなどに協賛金を支出した場合は原則、寄附金となります。この場合は「一般の寄附金」に該当し、資本金や所得額などに応じた一定限度額の範囲内で損金算入できます。

ただし、協賛企業として、*配布されるパンフレットやホームページなどに広告掲載がある、*会場で社名がアナウンスされるなど、不特定多数に対する宣伝効果が期待できる場合は、広告宣伝費として全額損金となります。

事業継続計画を策定し災害に備える

地震や台風、豪雨などの自然災害は毎年のように発生していますので、企業規模の大小に関わらず緊急事態が発生した場合に備え、最優先で復旧させる事業の選択や、取引先との事前協議、事業に必要な資産について代替策を用意・検討するなど、「事業継続計画(BCP)」を策定しておくことが必要となります。

BCPを策定する際は、自社の現状に応じて無理なく運用でき、実施可能な取り組みであることが大切です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

◆教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要（※令和3年4月以後）

令和5年3月31日までの間に、親や祖父母等（受贈者の直系尊属）が30歳未満の子・孫に対して、教育資金を一括贈与する場合、受贈者ごとに1,500万円（学校等以外に支払われる金額は500万円が限度）まで贈与税を非課税とする措置です。贈与された資金を、金融機関において受贈者名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存します。受贈者が30歳に達した場合などに、口座契約は終了となります。※信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません。

◎「教育資金」の範囲について

下記1及び2の合計で1,500万円までが非課税。

1. 学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭（1,500万円枠）

学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費などが挙げられます（学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合も含む）。

2. 学校等以外の者に教育に関する役務の提供等の対価として直接支払われる金銭（500万円枠）

塾や習い事など、学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動にかかる教育指導として社会通念上認められるものへの対価（月謝、謝礼、入会金など）として支払う費用や、施設使用料などです。

◎口座契約終了時の残額の取扱い

受贈者が30歳に達した場合などに教育資金口座に係る契約が終了となりますが、契約終了時に非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は契約終了時に贈与があったこととされ、贈与税の課税対象となります。

◎契約期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として、その死亡日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、一定の計算をした金額（管理残額）を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

※受贈者が贈与者の子以外（孫など）の者である場合には、相続税額の2割加算の適用があります。

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要（※令和3年4月以後）

令和5年3月31日までの間に、親や祖父母等（受贈者の直系尊属）が、20歳以上50歳未満（令和4年4月1日以降は18歳以上50歳未満）の子・孫に結婚・子育て資金を一括して贈与する場合、受贈者ごとに1,000万円まで非課税（結婚関係の費用は300万円が限度）となる制度です。教育資金に係る措置と同様に、金融機関に受贈者名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出します。受贈者が50歳に達した場合などに、口座契約は終了となります。※信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません。

◎「結婚・子育て資金」の範囲について

下記1及び2の合計で1,000万円までが非課税。

1. 結婚に際して支払う金銭（300万円枠）

挙式や結婚披露宴の開催に要する挙式代、会場費、衣装代などや、結婚を機に新たに借りた物件の家賃、敷金、共益費など、新たな物件に転居するための引越費用などが対象。

2. 妊娠、出産及び育児に要する金銭（1,000万円枠）

不妊治療や妊婦健診の費用、出産や産後ケア（出産後1年以内に支払われたもの）に要する費用、小学校就学前の子の医療費や、幼稚園、保育所、ベビーシッター等に支払う費用などが対象。

◎口座契約終了時の残額の取扱い

受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は契約終了時に贈与があったこととされ、贈与税の課税対象となります。

◎契約期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額（管理残額）を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

※受贈者が贈与者の子以外（孫など）の者である場合には、相続税額の2割加算の適用があります。